

議案第 85 号

交野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

交野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 6 年 11 月 28 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 道路法施行令の一部改正により、国の道路占用料が改正されたことを踏まえ、本市においても、現在の地価水準等を反映した道路占用料に改正したいため。

交野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

交野市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

交野市道路占用料徴収条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位		占用料 (円)
		数量	期間	
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第一種電柱	1本	1年	2,380
	第二種電柱			3,650
	第三種電柱			4,930
	第一種電話柱			2,130
	第二種電話柱			3,400
	第三種電話柱			4,670
	その他の柱類			340
	共架電線その他上空に設ける線類	1m	1年	22
	地下電線その他地下に設ける線類			13
	路上に設ける変圧器	1個	1年	2,080
	地下に設ける変圧器	占用面積 1m ²	1年	1,280
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個	1年	4,250
	郵便差出箱	1個	1年	1,790
その他のもの	占用面積 1m ²	1年	4,250	
法第32条第1項 第2号に掲げる物 件	外径が0.1m未満	1m	1年	130
	外径が0.1m以上0.15m未満			200
	外径が0.15m以上0.2m未満			260

	外径が 0.2m 以上 0.4m 未満				510
	外径が 0.4m 以上 1.0m 未満				1,280
	外径が 1.0m 以上				2,550
	マンホールその他これに類するもの	占用面積	1年		1,280
		1m ²			
法第32条第1項	上空に設ける通路	占用面積	1年		3,230
第5号に掲げる施設	地下に設ける通路	1m ²			1,940
	その他のもの				交野市行政財産 使用料条例（平成16年条例第27号）第3条 第1号の例により 計算した額
道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積	1月	650
			1m ²		
		その他のもの	表示面積	1年	6,450
			1m ²		
道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積	1月		650
		1m ²			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和7年度以降に徴収すべき占用料から適用し、令和6年度までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 3 附則別表の左欄に掲げる占用物件に係る令和7年度の占用料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表に定める額とする。

附則別表

占用物件			単位		占用料 (円)
			数量	期間	
道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第1号に掲げる物件	その他の柱類		1本	1年	250
	地下電線その他地下に設ける線類		1m	1年	12
	路上に設ける変圧器		1個	1年	1,840
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個	1年	3,770
	その他のもの		占用面積 1m	1年	3,770
道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1m ²	1月	600
道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積 1m ²	1月	600